

長寿医療制度

(後期高齢者制度)についてのお知らせ

長寿医療制度は、75歳以上の皆さんに「生活を支える医療」を提供することにも、長年、社会に貢献してこられた人の医療費をみんなで支える「長寿を国民皆が喜ぶこと」ができる仕組みです。



平成20年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書が届きます

今年4月から新たに始まりました75歳以上(一定の障がいのある人は65歳から加入可能)の医療保険制度である「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)」の保険料が7月に決定されます。各加入者には、7月中旬に保険料額決定通知書が届きますので、保険料額や納付方法についてご確認ください。

「長寿医療制度」とは、「後期高齢者医療制度」を身近で親しみやすいものとするために呼称変更したものです。

保険料額の決まり方

(表1)

保険料	
均等割額 (被保険者1人当たりいくらかと計算)	
+	
所得割額 (所得×所得割率で計算)	
平成20年度	均等割額 39,310円 所得割率 7.39%

保険料は、「均等割額」と「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます(表1)。均等割額と所得割額は岐阜県後期高齢者医療広域連合で、2年ごとに岐阜県内均一で決まられます。

保険料の上限は、年額50万円となります。

被用者保険(国保、国保組合以外の医療保険)の被扶養であった人は、10月から保険料がかかります。

保険料の納付方法

特別徴収(年金天引き)の場合

4月から特別徴収(年金天引き)で仮徴収されている人は、決定した保険料から仮徴収で納付いただいた保険料を差し引き、残り分を10月、12月、2月分の年金から特別徴収(年金天引き)で納付をお願いします。

普通徴収(納付書、口座振替による納付)の場合

特別徴収に該当しない人は、普通徴収となります。7月中旬に送付する保険料額決定通知書に同封の納付書で納付をお願いします。なお、納期は7月末から翌年3月末日までの

9回払いとなります。

また、口座振替を希望される場合は、市内金融機関と市国保年金課の窓口を設置されている申込用紙をご利用ください。申し込みの翌月から口座振替を行います。

8月から「窓口での自己負担割合」が変更になる方へ

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)では、8月1日からその年度の市民税課税所得により、医療機関の窓口の自己負担額の見直しがあります。変更になる人へは、7月中旬に岐阜県後期高齢者医療広域連合から負担割合変更の案内が送付されます。ご確認くださいとともに、市国保年金課窓口で現在お使いの被保険者証と新しい被保険者証を交換してください。

8月1日からの、「窓口での自己負担割合」は(表2)のとおりです。

減額認定の対象となる人は申請をお願いします

市民税非課税世帯の人は、入院されたときに「限度額適用・標準負担

(表2)

市民税課税所得(同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、課税所得が最上位の人の額)	収入金額		自己負担割合
	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合	
145万円以上	383万円以上	同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人との収入金額の合計した額が520万円未満	3割 3割 ※自己負担限度額「一般」適用
	383万円未満		1割
145万円未満	520万円以上		3割
	520万円未満		1割 1割

額減額認定証」を医療機関に提示すると、食事代などの負担額が低くなります。対象となる人には、7月中旬に申請書を送付しますので、7月31日までに市国保年金課窓口で手続きをお願いします。

問合先 国保年金課 高齢者医療係